

住み慣れた自宅で、寄り添いたい

# 茅ヶ崎市若年がん患者在宅療養助成金のご案内

茅ヶ崎市では、若年がん患者が住み慣れた自宅で最期まで安心して自分らしく生活するために、在宅療養に要する費用の一部を助成(償還払い)します。

## ◆対象者◆

以下のすべてに該当する方

- ◎40歳未満で、茅ヶ崎市に住民登録がある方
- ◎医師が医学的知見に基づき回復が難しいと判断したがん患者の方
- ◎在宅療養を行う上で支援および介助が必要な方



## ◆助成金額◆

最大5万4千円 / 月

※1か月あたりの基準額上限は6万円です。対象費用合計の9割相当額を助成します。上限額を超えてサービスを利用した場合には、超過した利用料は全額自己負担です。

※生活保護世帯の方は上限6万円(10割相当)を助成します。

## <他の制度を利用している方>

他制度と重複しないサービスは補助対象になります。ご相談ください。

## ◆助成対象サービス◆

### ◎介護保険法に規定する以下のサービス

- ・訪問介護サービス---身体介護・生活援助
- ・訪問入浴介護
- ・特定福祉用具貸与・特定福祉用具販売

### ◎病院または診療所への通院のための送迎サービス(タクシー代)及び乗降介助サービス



特定福祉用具貸与の例	
特殊寝台	特殊寝台付属品
床ずれ防止用具	体位変換器
手すり	スロープ
車いす	車いす付属品
歩行器	歩行補助つえ
移動用リフト (釣り具部品を除く)	自動排泄処置装置

特定福祉用具・在宅医療機器の購入の例	
ポータブルトイレ	自動排泄処理装置の交換可能部品
排泄予測支援機器	入浴補助用具
簡易浴槽	移動用リフトの釣り具の部分
固定用スロープ	歩行器・歩行用杖

※その他、介護保険の福祉用具・特定福祉用具の品目に準ずるものが対象サービスになる場合があります。ご相談ください。

詳しい助成金交付までの流れは裏面に記載しています。

## ◆申請・お問合せ◆

茅ヶ崎市保健所 健康増進課 健康づくり担当

☎0467-38-3331

〒253-8660 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目8番7号

市HP:<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

詳しい事業内容や  
申請書類のダウン  
ロードはこちらから



## 助成金交付までの流れ

## 認定申請

◆次の必要書類を健康増進課まで郵送または窓口を持参して提出してください。



- ・茅ヶ崎市若年がん患者在宅療養助成金認定申請書
- ・茅ヶ崎市若年がん患者在宅療養助成金認定に係る意見書

※意見書は担当主治医に記入してもらってください。  
意見書作成料は、助成対象者の負担になります。

## 認定決定

◆申請内容を審査し、助成対象者として認定されると、市から認定通知書を郵送します。

◆認定日以降に利用した介護サービス等が助成対象です。

## サービス等の利用

◆サービス提供事業者との契約はご自身で行ってください。

◆事業者と契約し、サービスの提供を受け、料金の全額を事業者にお支払いください。

◆支払いの際には、サービス内容や利用期間がわかる領収書・明細書を必ず受け取ってください。

## 交付申請

◆次の書類を市に提出してください。



- ・茅ヶ崎市若年がん患者在宅療養助成金交付申請書兼請求書
- ・利用サービスに関する領収書・明細書の写し
- ・生活保護を受給している方は、受給を証明する書類

※申請は1か月ごとにできますが、複数月をまとめて申請することもできます。  
※市への交付申請は、サービスを利用した日から起算して**1年以内**です。

## 交付決定請求

◆申請内容の審査終了後、市から交付の可否について通知を郵送します。

◆交付決定後、概ね1か月程度で市から指定口座に助成金をお支払いします。

申請方法 郵送または窓口を持参のどちらかで申請

郵送

〒253-8660  
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目8番7号  
茅ヶ崎市保健所 健康増進課  
健康づくり担当

窓口

茅ヶ崎市保健所3階  
健康増進課 健康づくり担当  
茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目8番7号  
☎0467-38-3331  
受付時間:8時30分~17時 平日のみ

